

船舶リース節税 納税者勝訴

このほど、レバレッジドリースを利用した節税の可否をめぐる裁判が、納税者勝訴で確定した。この事件は「住商リース」が発売した民法上の任意組合、ケイマン諸島のLPSを通じて行う船舶リース事業について、名古屋国税局が「課税逃れ商品」として損益通算処理を否認し、課税処分を行ったことが発端となっている。

レバレッジドリースは、投資家が任意組合を作り、出資金と借入金で船舶や航空機などを購入し、リース事業として他へ貸し出す仕組み。任意組合で購入するため、少ない出資で大きな資産を所有することができる。リース期間の初期は、この資産にかかる減価償却費と金利がリース料収入を大幅に上回り、それにより発生する不動産所得の赤字を他の所得と損益通算できるというスキーム。国税当局はこれを問題視し、損益通算がきかない雑所得として認定して更正処分をしたため、投資家との争いが相次いだ。

今回の事件で名古屋国税局は、「投資家が参加した組合契約は民法上の組合契約としては不成立であり、利益配当契約に該当するため、リース事業による収益は雑所得に当る。仮に不動産所得に当るとしても、この事業には経済的合理性が無く、租税負担の軽減を目的とした減価償却制度の乱用である」と主張。しかし、1審、2審とも「合理的経済人が減価償却費と損益通算による所得の減少を考慮して事業計画を策定するのは自然なことであり、不動産所得としての処理は適正」「現実の納税額の総額が減少するのは、累進課税制度、長期譲渡所得の優遇措置などを利用した結果であり、税法自体が容認する範囲内」としてこれを退け、納税者勝訴となった。

同様の任意組合を利用した航空機リース節税策をめぐる裁判では既に納税者勝訴で確定しているが、国税当局は、租税回避を目的としたスキームを問題視し、H17年度税制改正で「不動産所得を生む事業を行う民法組合の組合員の、組合にかかる不動産所得金額の計算上生じた損失については無かったものとみなす。」「任意組合や匿名組合に絡む事業により組合員が受け取る所得について、分配割合に応じて利益配分を受け、又は損失負担をすべき金額」と定義。この改正で税務上のメリットは激減した。

今回の判決は同様のテーマで行われる裁判に影響を与えるが、一連の税制改正等によって、航空機・船舶リースに代表される任意組合を利用した節税スキームのメリットが大幅に減じられたことは確実である。

